

中国語可能補語の許可用法：文法化の観点から

福 田 翔

富山大学人文学部紀要第 65 号抜刷

2016年8月

中国語可能補語の許可用法：文法化の観点から

福 田 翔

1. 研究の背景

本研究は、中国語の共通語（＝普通話）において、主に「不許可」の意味を表すと記述されてきた可能補語〈-不得：-bu de〉¹⁾を考察の対象とする。通時的観点に立つと、〈-不得〉は「不可能」の意味から「不許可」の意味へと発達してきたことが知られているが、普通話においても一部「不可能」の意味を表す例が残っている²⁾。

本研究の目的は、第一に、〈-不得〉の不許可の意味について、「評価的」な不許可と「忠告的」な不許可という2つの意味範疇が存在することを、文法的、構造的諸特徴の相違から実証的に提案することである。その上で第二に、〈-不得〉の表す意味は、「不可能>評価的不許可>忠告的不許可」という発達過程を経ており、共時的にこの3つの意味範疇が共存していることを主張する。

まず、「不可能(1a)」、「評価的不許可(1b)」、「忠告的不許可(1c)」の典型的な例を以下にあげて、簡単に解説を加える。

(1a) 老人的牙齿掉了，吃不得硬东西，傅亚光就买来鸡鸭鱼肉，炖得烂烂的端着一勺一勺地喂老人。(CCL:《作家文摘1994》)

(老いた母の歯は抜け落ちてしまい、硬い物が食べられないため、傅亚光は鶏肉、ダック、魚を買って来て、それらを柔らかく煮込んで、ひと口ずつ取り分けて老いた母に食べさせた。)

(1b) 颜色鲜艳的冰糕、冷饮吃不得。经研究，人工合成色素对人体的毒害有三个方面，…。

(CCL:《养生与健美方法100例》)

(色が鮮やかなアイスクャンディや清涼飲料は食べてはいけない。研究の結果、合成着色料の人体に対する害は3つあり、…。)

(1c) 他也没有忘记那天青青在忧愁谷里，对那神秘的老矮人说的话：“这把刀是绝对看不得的，看过这把刀的人，都已死在这把刀下。”(CCL:古龙《圆月弯刀》)

(彼もあの日、青青が憂愁谷で、神秘的な年老いた小人に言った言葉を忘れておらず、「この刀は絶対に見てはいけない。この刀を見た人は、皆この刀のもとで既に死んでしまっている。」)

(1a) は、「歯が抜け落ちてしまった」ため、「食べる」という行為が実現できないという不可能

の意味を表している。それに対して、(1b) 及び (1c) は、「食べてはいけない (1b)」、「見てはいけない (1c)」という不許可の意味を表している。しかし、同じように不許可を表す (1b) 及び (1c) には相違も見て取れる。たとえば、(1b) では「アイスクャンディ、清涼飲料」は「(合成着色料が入っている) 色が鮮やかなものは害がある」ため、「食べてはいけない」ものであるという評価を表しているのに対して、(1c) は聞き手に向かって「刀は見てはいけない」と直接的に忠告をする表現となっている。

先行研究において、〈-不得〉を共時的観点から分析した研究では、主にこの可能用法と許可用法の意味の相違に着目して、議論がなされてきた。また、許可用法の意味としては、「情理上許可するか否か」或いは「先行述語が表す動作や状況を行ってはいけないという忠告、警告、注意」などの禁止の意味を表すというように、一面的に記述されてきた傾向にある (刘月华他 2001:593 参照)。

本稿では、まず2節で先行研究にもとづいて、〈-不得〉の不可能の用法と不許可の用法の相違について論じる。その上で、3節で不許可の用法について、「評価的不許可」及び「忠告的不許可」の2つの類型を提示し、最後に4節で「不可能>評価的不許可>忠告的不許可」の発達について、2節、3節の議論をまとめる形で再度考察をすることとする。

2. 〈-不得〉が表す不可能と不許可の相違

可能補語 〈-不得〉は、共通語 (= 普通話) では、主に不許可の意味を表し、これは通時的観点から見れば不可能の意味から発達したと考えられている。

(2a) 手脚都给绑住, 动弹不得。(『中日辞典 (第2版)』小学館)

(手足はみな縛られていて、身動きができない。)

(2b) 凉水浇不得。(刘月华他 2001:593 ①)

(冷たい水はかけてはいけない。)

普通話では、〈-不得〉が不許可の意味で用いられるというのは事実であるが、実例を詳細に考察すると、(2a) の〈动弹不得：身動きができない〉のように不可能を表す例も見られる。この点は、先行研究でも、指摘されている (李宗江 1994, 刘月华他 2001, 齐春红 2004, 于康 2004 など)。しかし、〈-不得〉が表す意味は、(2b) の〈浇不得：かけてはいけない〉のような不許可を表す例が、その大半を占める。

通常 (2a) のような不可能の意味は、普通話では可能補語 〈-不了〉か、或いは法助動詞 〈不能〉が用いられる (刘月华他 2001:592)。もともと 〈-不得〉は、唐、宋代で不可能を表す形式として発展したが、元、清代以降は主に 〈-不了〉がその意味を担うようになり、〈-不得〉の

不可能の意味としての使用は縮小し、その代わりに不許可の意味へと発展していく（李宗江 1994:378-340）。これは、通言語的に見ても珍しいことではなく、Bybee et al (1994:193) では、可能用法と許可用法の関係性について、「根源的可能>許可」³⁾という発達経路を辿ることが指摘されている。ここで言うところの「根源的可能」(‘root possibility’)とは「状況可能」⁴⁾のことであり、状況可能を主とする中国語の可能補語はまさにこの発達経路に当てはまる形式なのである。

そこで本節では、先行研究を概観する形で、不可能を表す〈-不得〉と不許可を表す〈-不得〉における諸特徴（「目的語要素の前置」(2.1節)、「語用論的含意」(2.2節)、「聞き手の介入」(2.3節)）の相違について、確認することとする。

2.1 目的語要素の前置

不許可を表す〈-不得〉の一つ目の特徴として、目的語要素を伴うことが非常に少ないという点があげられる。たとえ目的語を伴う場合でも、それは非常に単純な構造に留まるという（刘月华他 2001:594 参照）⁵⁾。一般的には、目的語要素は前置され、主語位置に置かれることが指摘されている。次の例からもそのことが窺える。

(3a) ?可犯不得你那犹豫豫的老毛病。(刘月华他 2001:594)（下線は筆者）

(3b) 你那犹豫豫的老毛病可犯不得。(刘月华他 2001:594)（下線は筆者）

（あなたのそのぐずぐずするいつもの癖を出してはいけない。）

〈你那犹豫豫的老毛病：あなたのそのぐずぐずするいつもの癖〉は〈犯不得：犯してはいけない〉に対して、対象の意味役割が与えられる要素であり、本来は〈犯不得〉の後ろ、つまり目的語位置に置かれる。しかし、(3a)のように本来の位置である目的語位置に置かれた場合、意味の通りの悪い文となり、(3b)のように〈犯不得〉の主語位置に置かれてはじめて、意味の通りの良い文となる。于康 (2004:15) でも次のような例文をあげて、不許可の意味では目的語を伴わない構造を取るということが指摘されている。

(4) 鲍彦山家里的跳着脚要下山去找，几个娘们拽住她不放；“去不得，水火无情啊！”（小鲍庄）

（鲍彦山の女房は足踏みしながら、山をおりて探しに行くと言いだしたが、女たちがしっかりとつかまえた。「行っってはだめ。災害は容赦ないんだから。」）（于康 2004:16 ㉔）

それに対して不可能の意味では、目的語を伴う場合も伴わない場合もある（于康 2004:15）。たとえば、次の2例は不可能の意味を表すが、(5a)は〈喝不得：食べられない〉の対象物であ

る〈热粘粥：熱い粥〉を目的語位置に取る構造であるのに対して、(5b)〈进不得：進めない〉、〈退不得：退けない〉は目的語要素を伴わない構造となっている。

(5a) 大爷说，“心急喝不得热粘粥。”(红高粱)

(大爺が言った。「あせっても、熱い粥は食べねえ。)」(于康 2004:16 ⑭)

(5b) 中间那辆流大米的汽车，进不得退不得，在桥上吭吭怪叫，车轮子团团旋转。(红高粱)

(米を積んだ中間の車は進みも退きもならず、橋の上でゴンゴンとおかしな音をたてながら車輪を回転させている。)(于康 2004:16 ⑱)

先行研究では、主に目的語の統語的な位置に着目して、〈-不得〉の不可能と不許可の意味の現れについて論じられてきた。この記述は一面では正しいものの、不許可を表す〈-不得〉の先行述語として形容詞⁶⁾などの本来目的語要素を取らない述語も見られるため、このような例も包括的に捉えるためには、もう少し異なる視点から体系化する必要がある。この点に関する詳細は、3.1節で論じることとする。

2.2 語用論的含意

不許可を表す〈-不得〉に含意される語用論的意味として、李宗江(1994)では、「悪い結果」(后果)の含意という点が指摘されている。これは不可能を表す意味の用法と比較対照するという視点で論じられている。まず、「 $X \rightarrow V \rightarrow Y$ 」という因果連鎖が提示され、 X を「条件」、 V を「動作」、そして Y を「その動作の実現により起こり得る悪い結果(后果)」として規定し、次のような例があげられる。

(6a) 车上人太多，挤得我动不得。(李宗江 1994:376(17))

(車両の中は人が多く、ぎゅうぎゅうで動けない。)(下線・日訳は筆者)

(6b) 咱们是埋伏在敌人的眼皮底下，可万万动不得。(李宗江 1994:376(18))

(我々は敵のすぐ目の前に潜伏しているので、決して動いてはならない。)(下線・日訳は筆者)

(6a)は、「車両の中に人が多い」という条件のもと「人の活動が制限」され、身動きが取れないという不可能の意味を表している。つまり、不可能の意味を表す場合、「 X (条件) $\rightarrow V$ (動作)」という連鎖に基づいている。それに対して、(6b)は「特定の環境で、もしも動いてしまえば」、それが原因として、「(敵に見つかってしまうなどの)悪い結果が現れる可能性がある」ということを暗に含意している。つまり、不許可の意味を表す場合、「 V (動作) $\rightarrow Y$ (悪い結果)」という連鎖に基づいていると指摘されている⁷⁾(李宗江 1994:376)。李宗江氏の指摘

の通り、確かに不許可を表す〈-不得〉は、(1c)、(13a)の用例のように、「悪い結果」が実際に現れる例も少なくない。

表1 「悪い結果」の現れ

	V:「動作」	Y:「悪い結果」(〈后果〉)
(1c)	这把刀是绝对看不得的 「この刀は絶対に見てはいけない」	看过这把刀的人，都已死在这把刀下 「この刀を見た人は、皆この刀のもとで既に死んでしまっている」
(13a)	敲锅要有艺术，轻不得，重不得 「鍋たたきは技術が必要で、軽くてもきつくてもいけない」	轻了锅上裂痕不能增长，是无益的；敲重了，裂痕太长补不起 「軽ければ鍋の裂け目が広がらず、無益であり、きつくても裂け目が長すぎて補えない」

このように、「悪い結果」が現れる場合は良いが、統語的に表示されない場合、それが語用論的に含意されているか否かを実証的に論じるのは困難な場合があるのも事実である。

2.3 聞き手の介入

許可用法では、「聞き手が介入する」(于康2004:18)という点も、重要な特徴の一つとして指摘されている。この観点は、通言語的にもモダリティ論の中で、「話者指向的モダリティ」(speaker-oriented modality)として指摘されている(Narrog 2005)⁸⁾。つまり、可能と許可の関係性は、「出来事指向的>話者指向的」とも捉えられる(金杉・岡・米倉2013:94参照)。「出来事指向的」(‘event-oriented’)とは、叙述される出来事の参加者のみで表される、つまり可能の意味がこれに当たる(たとえば(2a)の〈动弹不得:身動きができない〉)。それに対して「話者指向的」(‘speaker-oriented’)とは、会話の参加者である聞き手が導入され、話者の判断態度を表す、つまり許可の意味がこれに当たる(たとえば(2b)の〈浇不得:かけてはいけない〉)。つまり、不許可の用法は、話し手がある事態に対する主観的態度を表す、即ち聞き手に対してその事態を行わないように禁止、忠告することを意味すると考えられてきた(于康2004:18参照)。

以上、先行研究にもとづいて、不可能を表す〈-不得〉と不許可を表す〈-不得〉の特徴の相違として、「目的語要素の前置」、「悪い結果の含意」、「聞き手の介入」という観点からまとめた。次節では、〈-不得〉が表す不許可の意味には、「評価的」及び「忠告的」という2つの類型が存在することを指摘し、それが「不可能>評価的不許可>忠告的不許可」という発達過程を経ることを論じる。

3. 不許可：「評価的」と「忠告的」

本節では、〈-不得〉が表す不許可の意味が、「評価的」（3.1 節）及び「忠告的」（3.2 節）という 2 類に分類し得ることを実証的に論じる。2 節で述べた「目的語要素の前置」、「悪い結果の含意」、「聞き手の介入」という諸特徴は、程度の差こそあるが、基本的には「評価的不許可」及び「忠告的不許可」の両者に当てはまる。

3.1 評価的不許可

3.1 節では、〈-不得〉が表す「評価的不許可」の意味について考察をする。まず、その具体例をあげる。

(7a) 1、发芽、发青的土豆有毒，不能吃。

(7b) 2、新鲜的黄花菜（金针菜）有毒，不能吃。

(7c) 3、没有炒透的四季豆、扁豆有毒，吃不得。

(7d) 4、老鸡头（5年以上鸡头）有大毒，吃不得。

(7e) 5、嫩炒猪肝，含有毒素，不宜吃。

(7f) 6、皮蛋、爆米花含铅特别多，儿童不宜吃。

(7g) 7、烤焦的食物不能吃，吃后易患癌。 (CCL: 《民间药方大全》)

((7c) 3、しっかり炒めていないインゲン豆、フジ豆は毒があり、食べてはいけない。)

((7d) 4、オニバス（5年以上のオニバス）はひどい毒があり、食べてはいけない。)

まず、(7c) 及び (7d) は、〈四季豆、扁豆：インゲン豆、フジ豆〉及び〈老鸡头：オニバス〉が主語位置に現れている。これは本来、主動詞〈吃：食べる〉の目的語要素となる、対象の意味役割を表す要素である。この点は、2.1 節で述べた〈-不得〉が不許可の意味となる条件に同じである（2.1 節参照）。これらの例は、〈四季豆、扁豆〉及び〈老鸡头〉に対して、「毒がある」ため、「食べることが許容されない」⁹⁾という状況を描写している。また、直接的に聞き手に対して、忠告を与えているのではなく、説明書きのような形で書かれたものであり、不特定多数の読み手を想定していると言える。つまり、主語に立つ語〈四季豆、扁豆〉及び〈老鸡头〉に対する（「食べてはいけない」ものだという）評価を述べている表現であるところでは記述する。

次に、本来目的語位置に現れる要素である対象が主語位置に置かれるという現象について、さらに詳細に考察を行う。2.1 節でも論じたように、従来、不許可を表す〈-不得〉は、目的語位置にある要素が前置移動したと考えられてきた。しかし、次にあげる例のように埋め込み文中に用いられるという点から、単純に目的語要素の前置移動という考察には問題があることを指摘する。まず、言語事実として、(8a-c) のように、対象を表す語句である〈男人：男性〉、〈結

婚生子的事情：結婚や出産のこと）、〈这话：この話〉のような要素を主語位置に持つ節〈男人爱不得〉、〈结婚生子事情耽误不得〉、〈这话讲不得〉は、〈女人明知：女性は～ということを知っている〉、〈我知道：私は～ということを知っている〉、〈他知道：彼は～ということを知っている〉の埋め込み文となっている。

(8a) 女人明知男人爱不得，却一古脑儿专志谈恋爱。(CCL: 梁凤仪《弄雪》)

(女性は男性を愛してはいけないことを知っている。にもかかわらず完全に恋に落ちてしまう。)

(8b) 梁老师神情黯然：“我知道结婚生子事情耽误不得，自己的年龄也一天比一天大了，…”

(CCL: 《网络语料》)

(梁先生は暗い顔をして、「私は結婚や出産のことは引き延ばしてはいけないことは知っている。自分も日一日と年を取り、…。」)

(8c) 但他知道这话讲不得，此类话在眼下的情形中万万讲不得。(CCL: 严歌苓《花儿与少年》)

(しかし彼はこの話はしてはいけないことを知っている。この種の話は今の状況では決してしてはならない。)

これらは、以下にあげる (9b) のような結果状態に意味の焦点がある「自然被動文」(印欧諸語の中動態に類似)と同様の振る舞いを示している。自然被動文とは、〈手表修好了：腕時計が直った〉のような例の文をいい、一見すると OV 語順を取っており目的語要素の前置移動による主題化に見える。しかし、(9b) のように埋め込み文中に現れ得ることより、目的語が前置移動した有標の主題構文とは見做されない。それは、通常 (9a) 〈苹果吃了：リンゴは食べた〉のように、談話的要請により主題化した要素 (〈苹果：リンゴ〉) を含む文では、埋め込み文中での生起は許されないということからも分かる。この現象より、自然被動文は目的語要素が前置した主題化とは違い、〈手表修好了〉が無標の語順であると考えられている (木村 1981:35, 澤田・中川 2004:34 参照)。

(9a) *他还不知道苹果吃了。

(かれはまだリンゴは食べたことを知らない。)(澤田・中川 2004:34(27a))

(9b) 他还不知道手表修好了。

(彼はまだ腕時計が直ったことを知らない。)(澤田・中川 2004:34(27b))

よって、この自然被動文と通常の主語化構造を比較して、それに照らし合わせると、(8a-c) に提示した不許可を表す〈-不得〉についても、本来の目的語要素が談話的要請により前置した主題化した構造ではなく、これ自体が無標の語順となっていると考えることができよう。

次に、「評価的不許可」は、対聞き手的な表現ではなく、対象物に対する評価を行っている表現であるという側面を補強する現象を取り上げる。それは、〈V不得¹⁰⁾〉が連体修飾節中及び使役文中で用いられるという現象である。

まず、〈V-不得〉が連体修飾節中で用いられている例をあげる（この現象自体は齊春紅(2004:130)でも指摘されている）。

(10a) 正因为如此，陈炫华非常清楚，老总理实际上是一个绝对动不得的人物。（CCL:《汉风》）
（それだからこそ、陳炫華はとて頭が切れるので、党首は事実上絶対に動かしてはいけない人物である。）

(10b) 里面可全是用料考究、价值不菲的房屋建筑材料和淋不得雨、摔打不得的家用电器、组合家具呀！（CCL:《1998年人民日报》）
（内部はすべて豪華で、高価な住宅建築材料と雨に濡れてはいけない、ばたばた叩いてもいけない電化製品とユニット家具だよ。）

これらは、被修飾成分〈人物：人物〉及び〈家用电器、组合家具：電化製品、ユニット家具〉の性質を叙述しており、〈动不得：動かしてはいけない〉或いは〈摔打不得：ばたばた叩いてはいけない〉という評価を与えている表現であると言える。また、次の例のように〈V不得〉は使役構文でも用いることができる。

(11a) 这四叔总逼我找地缝，还挑拨，刚才有人死活不吃鹅掌，哎，现在不知道吃没吃，叫我吃不得也扔不得，拼命跺脚。（CCL:《读者（合订本）》）
（私に食べてもいけないし、捨ててもいけないという状況にさせて）

(11b) 这时候孩子可有大的用场了，叫你打不得，急不得，脸皮薄一些的唯有乖乖地掏出钱来，还要埋怨自己为什么不早一点识相。（CCL:《1994年报刊精选》）
（子供を叩いてもいけないし焦ってもいけないという状況にさせて）

これらの使役文中に用いられる〈V不得〉も(11a)「食べてもいけないし、捨ててもいけないという状況（にさせて）」、(11b)「叩いてもいけないし焦ってもいけないという状況（にさせて）」ということから、埋め込み文や連体修飾節と同様の機能を表していることが分かる。一方で、〈V不得〉は不可能の意味でも使役構文中に現れることができ、次の不可能の意味を表す例と比べると、不許可を表す(11ab)とは異なる意味を表すことが良く分かる。

(12) 这种罕见的丑闻，让您气不得也笑不得。（CCL:《人民日报2000年》）

(あなたを泣くに泣けず笑うに笑えない状況にさせた)

最後に、〈V不得〉が、場所や対象などを主題・主語位置に取って、その解説として機能することもある点を指摘する。これは、2.1 で不許可を表す〈-不得〉は目的語要素が前置され、OV構造を取るという記述についての修正である。

(13a) 敲锅要有艺术，轻不得，重不得。轻了锅上裂痕不能增长，是无益的；敲重了，裂痕太长补不起。(CCL:李宗吾《厚黑学》)

(鍋たたきは技術が必要で、軽くてもきつくてもいけない。軽ければ鍋の裂け目が広がらず、無益であり、きつくても裂け目が長すぎて補えない。)

(13b) 这条线象师傅画的墨线一样，乱不得，错不得，一错一乱，桥桥就会六神无主。

(CCL:《佳作2》)

(この線は象先生の墨縄で引いた線と同様に、乱れても間違ってもいけない。間違えたり乱れたりすると、橋橋は慌てふためくだろう。)

(13c) 在中国，男人是戴不得绿帽子的，戴了绿帽子的男人是会被世人看不起的。

(CCL:《网络语料》)

(中国では、男性が妻を寝取られてはいけない。妻を寝取られた男性は世間の人にばかにされる。)

(13d) 同时也听到亲友的劝告，他们说办学是国家的事，私人办不得。(CCL:《人民日报1995/8》)

(同時に親類と友達の忠告も聞くと、彼らは学校経営は国家事業で、個人では経営してはいけないと言った。)

(13e) 朱大江擦擦眼睛一看，我们的主力还没有进入村庄，这边是撤不得的，必须继续吸住敌人。

(CCL:雪克《战斗的青春》)

(朱大江は目を擦り擦り見た。我々の主力部隊はまだ村に入っていないので、ここから撤退してはいけない。必ず敵を引き付け続けなければならない。)

これらの例から分かる点は、不許可を表す〈V不得〉は、目的語要素が述語の前に現れて、常にOVとなるわけではないということである。たとえば(13a)は〈轻:軽い〉、〈重:重い〉という形容詞が〈-不得〉の先行述語として用いられており、本来は目的語を取らない語である。しかし、〈敲锅:鍋をたたくこと〉という事態を主語位置に取り、それに対して「軽くてもきつくてもいけない」という評価を表している。一方、(13c)は〈在中国:中国では〉という場所が主題として置かれ、それに対して「男性が妻を寝取られてはいけない」という状況を描写している¹¹⁾。(13d)も同様に、〈办学:学校経営〉という事業は「個人では行ってはいけない」

ということを表している。(13e)は〈这边：このあたり〉という場所が主題となっている。

以上から分かるように、不許可〈V不得〉は、典型的には本来目的語位置に置かれる要素を主語・主題位置に置いて描写対象とするが、(13a-e)より分かる通り、決してそれだけではなく、場所や出来事なども現れ得る。これは、自動詞的な表現になっていると言えよう。

3.2 忠告的不許可

次に、「忠告的不許可」を表す〈-不得〉について論じる。

(14) 在席上，尹雪艳坐在徐壮图旁边一径殷勤的向他劝酒让菜，然后歪向他低声说道：“徐先生，这张牌是打不得的。”(CCL: 白先勇《永远的尹雪艳》)

(席上で、尹雪艳は徐壮图の横に座って、ひたすら懇ろに酒や料理を勧めて、それから彼の方に傾いて、低い声で言った。「徐さん、このカードは切ってはいけないよ。)」

(14)の〈这张牌是打不得的：このカードは切ってはいけないよ〉は、尹雪艳が徐壮图に対して、直接的に行為の中止を求める発話となっていることが分かる。このように、忠告的不許可は、主に会話文中に用いられ、特定の聞き手を想定し、その聞き手に対して行為の中止を求める表現であると言える。よって(14)で用いられている〈-不得〉は、ある特定の聞き手に対する忠告を表す表現であるということから、3.1節で論じた「評価的不許可」の意味とは異なる。そこで、例(14)に現れるようなタイプの〈-不得〉を、本稿では「忠告的」と名付けることとする。この忠告的不許可は、評価的不許可と、連体修飾節中に現れ得るか、使役構文中で用いられるかという点でも、その振る舞いに違いがある。つまり、3.1節で論じたように評価的不許可は連体修飾節中及び使役構文中で用いられるのに対して、本節で論じる忠告的不許可は用いられない。このように、文法的・構文的振る舞いが異なるという点も、両意味範疇を分ける大きな動機となっている。

また、忠告的不許可は、典型的には定(definite)を表す対象、場所、出来事などを主題・主語位置に取るという特徴がある(たとえ主題・主語が統語的に現れていなくとも、意味的には含意されている)。例(14)の〈这张牌：このカード〉も、まさに定を表している。

文構造に関しては、次のように〈V不得〉が目的語を取る場合もあるが、これは主に〈开玩笑〉のような離合詞¹²⁾が用いられた場合に限られる。

(15) 他用怀疑的眼光对郑露莹说：“小姐，这种事可开不得玩笑啊！”(CCL:《作家文摘1995》)

(彼は疑いの眼差しで郑露莹に言った。「お姉さん、このことで冗談はいけないよ。)」

また、不許可を表す〈-不得〉に対して、主観性という観点から分析がなされている先行研究、于康 (2004) がある。于康 (2004) では、不許可を表す〈-不得〉が、話し手の見解・判断を表しているという観点から論じられている。確かに、(15) を例にとると、郑露莹が〈小姐：お姉さん〉に向かって発する〈这种事可开不得玩笑啊：このことで冗談はいけないよ〉というのは、話し手である郑露莹の見解・判断を表した表現であると言える。この点について、于康 (2004) は次のような例をあげて、論じる。

(16a) 王主任要去街口鞋店买一双新的来，阿兰忙说：“这使不得，使不得的！（废都）

（于康2004:18㉟）（日訳は筆者）

（王主任は街角の靴屋に行って新しい靴を一足買って来ようとする、阿蘭はせわしなく言った。「それはいけません、いけません！」）

(16b) 自满不得吧！同志们。（编辑部的故事）（于康2004:16㉟）（日訳は筆者）

（いい気になっちゃいけないよ！お前たち。）

于康 (2004) では、(16a) の〈使不得，使不得的！：それはいけません、いけません！〉、及び (16b) の〈自满不得吧！：いい気になっちゃいけないよ！〉は、話し手の見解・態度を表す主観的な表現であるが、(16a) は話し手の見解・態度などを断定的に表す〈是～的〉、また (16b) は語気助詞〈吧〉と共起しており、〈使不得〉、〈自满不得〉自体が主観的な意味を表しているのではなく、〈是～的〉及び〈吧〉の力を借りて、話し手の見解を提示していると主張する。つまり、〈V不得〉の話し手の見解や態度を表すという機能は、〈V不得〉自体から得られるものではなく、〈是～的〉や〈吧〉など、可能補語形式以外の成分の力を借りて含意されるものであるとする。これらの現象から、〈-不得〉がいわゆる「真性モダリティ」（〈真性情態〉）ではなく、「疑似モダリティ」（〈假性情態〉）であると主張されている（于康 2004:18参照）。

しかし実例を詳細に考察すると、次のように、〈是～的〉及び語気助詞と共起せずとも、忠告的な意味を表す〈V不得〉は存在する。

(16c) 她一听吓得连连摇头说：“无冤无仇，这玩笑可开不得。”（CCL:《邓友梅选集》）

（彼女は聞くと驚いて続けざまに頭を振って言った。「うらみも仇もない。そんな冗談は言っ
てはいけない。」）

(16d) “不，大兄弟，万万使不得，这是害人之物，当不得，当不得的。”（CCL:《作家文摘
1993》）

（いいえ、兄さん、決していけない。害のあるものだよ。いけないよ、いけないよ。）

(16e) …，只见他叹息着道：“这馍馍也吃不得。”（CCL:古龙《小李飞刀》）

(ただ彼だけを見てため息をついて言った。「このマントーも食べてはいけない。」)

これらの現象より、于康 (2004) の主張とは異なり、〈V 不得〉それ自体が、より主観的な表現となっていることを表していると思われる。しかし、その発達過程では、恐らく于康 (2004) が指摘するように、〈是～的〉や語気助詞などとの共起を通して、主観的な意味が定着するに至ったと推測し得る。

以上、この 3 節の議論において、〈-不得〉の許可用法として、「評価的」及び「忠告的」の 2 種類の意味範疇を設定し得ることを観察した。

4. 文法化：不可能から不許可へ

本節ではこれまでの議論をまとめる形で、可能補語〈-不得〉が表す不可能及び不許可(評価的、忠告的)の各意味範疇を分ける基準をまとめた上で、「不可能>不許可(評価的>忠告的)」という文法化の発達過程について論じることとする。

先行研究の記述をもとにして〈-不得〉の不可能と不許可の相違をまとめた 2 節、さらに不許可の意味を評価的と忠告的に分けた 3 節で論じた各意味範疇の諸特徴をまとめると、次の(表 2) のようになる。

表2 不可能 > 不許可 (評価的 > 忠告的)

	「不可能」	「不許可」	
		「評価的」	「忠告的」
i) 基本構造	A _{+agentive} + [V 不得] + O S _{+agentive} + [V 不得]	S _{-agentive} + [V 不得]	
ii) 語用論的含意	X (条件) → V (動作)	V (動作) → Y (悪い結果)	
iii) 聞き手の介入	なし	あり	
iv) 聞き手への直接的要求	-	-	+
v) 連体修飾要素	+	+	-
vi) 使役構文	+	+	-

(+ : 成立する, - : 成立しない)

(表2) の i) - iii) は、〈-不得〉の表す不可能と不許可の意味の相違に関係している。まず、刘月华他 (2001) など様々な先行研究で指摘されてきたことであるが、両者は基本構造が異なる。先行研究では、不可能の意味を表す場合は、VO を基本構造にするのに対して、不許可を表す場合は、OV となり、本来目的語位置にある要素が主語・主題位置に置かれると記述されてきた。しかし、この記述をさらに厳密にするために、Dixon (2010) の表記に倣い、自動詞の主語を S、他動詞の主語を A として記述すると、不可能の意味を表す場合の基本構造は「A + [V 不得] + O」或いは「S + [V 不得]」となる。これは、先行述語が自動詞でも他動詞でも成立す

るためである。それに対して不許可の意味を表す場合は、3.1 節で論じたように、対象、場所、出来事などが主語位置に置かれ、たとえ先行述語が他動詞であっても、自動詞的な表現になるということを指摘した。そこでその基本構造を提示すると、「S + [V 不得]」と記述できるであろう。このような構造的特徴は、不可能と不許可の意味を分ける上で非常に重要な相違であるのは事実である。しかしさらに分析を行うと、主語に立つ語の「動作主性」(agentive) が大きく関連していることが分かる。つまり、〈-不得〉が表す不可能と不許可の相違は、動作主体であるヒトの動作・行為の叙述か、動作主体以外の対象物、場所、出来事などに対する描写であるかという点に関係している。この点について、次の例で簡単に解説を加える。

(17a(=2a)) 手脚都给绑住, 动弹不得。(『中日辞典 (第2版)』小学館)

(手足はみな縛られていて、身動きができない。)

(17b(=2b)) 凉水浇不得。(刘月华他 2001:593 ①)

(冷たい水はかけてはいけない。)

(17a)「手足はみな縛られていて、身動きができない」における〈动弹不得：身動きできない〉の主語は、この文では統語的には現れておらず省略されているが、動作主体である。つまりこの文は、動作主体の動作・行為の叙述を行っており、その意味は不可能を表している。そこで、この点を基本構造に加えると、「S_{+agentive} + [V 不得]」となる。それに対して、(17b)「冷たい水はかけてはいけない」は、〈浇不得：かけてはいけない〉の主語位置には〈凉水：冷たい水〉という、動詞〈浇：かける〉に対する動作主体以外の要素が置かれている。つまりその構造は、「S_{-agentive} + [V 不得]」と表し得る。このように、ヒトの動作・行為の叙述からモノや場所などに対する描写への構造的な転換が、〈-不得〉の不可能から不許可への意味の発展に、非常に大きく関係していることが見て取れる。次に、(表2)の ii) で提示したのは、不可能と不許可の意味は、「X (条件) → V (動作) → Y (悪い結果)」という因果連鎖の中で着目する箇所の相違という点で異なるという指摘についてである(李宗江 1994, 2.2 節参照)。つまり、不可能の意味では「X (条件) → V (動作)」という連鎖に基づき、不許可の意味では「V (動作) → Y (悪い結果)」という連鎖に基づいているという。これは、不可能と不許可の相違としてどのような状況においても現れ得る条件というよりも、両者の意味が成立する上で、語用論的含意としての一つの傾向として捉えられるということを 2.2 節で論じた。さらに、(表2)の iii) で提示した聞き手の介入は、不可能と不許可の意味範疇を形成する上で、非常に重要な特徴であると言える。以上の 3 点が主に〈-不得〉の不可能と不許可の意味を分ける基準である。

次に、3 節で論じたように、〈-不得〉の不許可の意味をさらに詳細に分析すると、モノ・コトに対する描写を表す「評価的」な不許可と、聞き手に対する行為要求を表す「忠告的」な不

許可という意味範疇に分類することができる。不許可の意味が現れる条件として、両者の意味範疇には聞き手の介入がある。しかし、評価的不許可と忠告的不許可では、その聞き手に対する行為要求の直接性において、違いが見られる（(表2) iv)）。それは、前者は聞き手自身に対して直接的に命令をしているのではないのに対して、後者は聞き手自身に対して直接的に命令しているのである。「評価的」である (18a-c) と「忠告的」である (19a-b) の相違を再度以下に提示する。

(18a (=13a)) 敲锅要有艺术，轻不得，重不得。轻了锅上裂痕不能增长，是无益的；敲重了，裂痕太长补不起。(CCL:李宗吾《厚黑学》)

(鍋たたきは技術が必要で、軽くてもきつくてもいけない。軽ければ鍋の裂け目が広がらず、無益であり、きつくても裂け目が長すぎて補えない。)

(18b (=7d)) 4、老鸡头（5年以上鸡头）有大毒，吃不得。(CCL:《民间药方大全》)

(4、オニバス（5年以上のオニバス）はひどい毒があり、食べてはいけない。)

(18c (=13e)) 朱大江擦擦眼睛一看，我们的主力还没有进入村庄，这边是撤不得的，必须继续吸住敌人。(CCL:雪克《战斗的青春》)

(朱大江は目を擦り擦り見た。我々の主力部隊はまだ村に入っていないので、ここから撤退してはいけない。必ず敵を引き付け続けなければならない。)

(18a-c) から分かるように、評価的不許可を表す例は、特定の聞き手に対して直接的に行為要求を行っているわけではない。(18a) は「鍋たたき」という技術に対して、それを行う者は誰であっても「軽くてもきつくてもいけない」ということを述べ、(18b) は「オムニバス」は毒があるため、誰であっても「食べてはいけない」ということを述べているのである。(18c) は、聞き手の範囲は (18ab) に比べて限定されるかもしれないが、やはり特定の聞き手に直接的に命令しているわけではない。それに対して、次の忠告的不許可の例 (19a-b) は、(18a-c) と比べると、その違いは明らかである。

(19a (=16d)) “不，大兄弟，万万使不得，这是害人之物，当不得，当不得的。”

(CCL:《作家文摘 1993》)

(「いいえ、兄さん、決していけない。害のあるものだよ。いけないよ、いけないよ。」)

(19b (=16e)) …，只见他叹息着道：“这馍馍也吃不得。”(CCL:古龙《小李飞刀》)

(ただ彼だけを見てため息をついて言った。「このマントーも食べてはいけない。」)

(19a) は聞き手の「兄」に対して、(19b) は「彼」に対して直接的に行為を要求している。つま

り話し手が、その場にいる聞き手に対して、直接忠告をする表現となっている。また、評価的不許可と忠告的不許可の相違は、(表2) v) の連体修飾節要素となるか否か、(表2) vi) の使役構文中に用いられるか否かという特徴にも反映されている。つまり、評価的不許可はこの両特徴を満たすのに対して、忠告的不許可は満たさない。

ここで重要な点は、不可能を表す〈-不得〉が、評価的不許可を表す〈-不得〉と同じ機能・振る舞いを見せるという点である。不可能を表す〈-不得〉は、もともと「聞き手の介入」がなされないため(表2) iii)、当然「聞き手への直接的要求」ということもない(表2) iv)。また、次にあげる例から分かるように、連体修飾節要素及び使役構文中での生起も可能である。

(20 (=12)) 这种罕见的丑闻，让您气不得也笑不得。(CCL: 《人民日报2000年》)

(あなたを泣くに泣けず笑うに笑えない状況にさせた)

(21) 只有两个时代：想做奴隶而做得稳的时代和想做奴隶都做不得的时代。

(CCL: 梁冬《对话王东岳文字版》)

(2つの時代がある。奴隷になりたければ確実に成れる時代と奴隷になりたくてもなれない時代。)

つまり、〈-不得〉における不可能と評価的不許可の意味は、その文法的・構文的特徴ならびに「聞き手への直接的要求」を行わないという点で、同じ振る舞いをするということである。これらの諸特徴を総合的に鑑みると、「不可能>評価的不許可>忠告的不許可」として〈-不得〉の意味の発展を捉えることができよう。つまり、これは通常言われる通り、客観的な表現から主観的な表現への転換であると言える。

5. 結論

本研究では、これまで不許可の意味を表すと一面的に記述されてきた〈-不得〉に対して、文法的、構文的相違から、「評価的」及び「忠告的」という2つの意味範疇を設定し得ることを論じた。そして、〈-不得〉を含む文に現れる諸特徴を詳細に記述・分析することで、〈-不得〉が表す意味は、「不可能>評価的不許可>忠告的不許可」と発展することを主張した。

中国語の可能補語は、本来、結果補語及び方向補語¹³⁾に、肯定形では〈得de〉、否定形では〈不bu〉を加えることで、「ある種の結果或いは方向の実現を許容するか否か」(刘月华他2001:582)を表す表現形式であると言われる。本研究で考察した補語〈-不得〉は、意味の虚化(bleaching)により、結果の否定ではなく「できない」(不可能)や「してはいけない」(不許可)という意味を表すが、(動作・行為を表す)先行述語の後ろに置かれるという構造的な特徴から、これまでの研究では、典型的な可能補語と同列に扱われてきた。しかし、不許可を表す〈-不得〉

は、その統語的な位置において、他の可能補語と異なるという現象が見られる。この点について、最後に少々述べることにする。

一つ目の現象は、不許可を表す〈-不得〉は方向補語の後に置くことができるという点である。

(22a) 玄学的门，神圣骇人，那些幽暗的洞口，一一向人大开，但是有一种声音向你这生命中的过客说“进去不得”。进去的人都将不幸！（CCL:《悲惨世界》）

(22b) “姨啊！到地下室藏着吧，出去不得呀！马上有人来抓啦！”（CCL: 冯德英《苦菜花》）

(22c) 林公馆门禁森严，进去不得，她就披头散发，跌跌撞撞，不停地围着林家的院墙转；

（CCL: 杨沫《青春之歌》）

(22d) 再说上海也不比广东，冬天是很冷的，他连冬衣也没有，确是出去不得。

（CCL: 欧阳山《苦斗》）

(22e) “哇”地一声，那人两眼翻白，一锭银子卡在喉咙里，进出不得，活活噎死。

（CCL:《作家文摘1993》）

(22a-e) は方向補語である〈去〉や〈出〉の後ろに〈-不得〉が置かれている。しかし通常、可能補語は、方向補語と共に起することはできない。たとえば〈-不得〉と同様に、意味の虚化が進んでいる〈-不了〉（「不可能」を表す）を例にあげると、次のように方向補語に後置することはできない。

(23a) *进去不了

(23b) *出来不了

この場合、〈-不了〉を先行述語に直接後続させるか、方向補語の前に〈得/不〉を挿入して「方向補語の可能形式」にするしかない。

(24a) 进不了 （Dummy Potential Complement 〈-不了〉）¹⁴⁾

(24b) 出不了 （Dummy Potential Complement 〈-不了〉）

(25a) 进不去 （方向補語の可能形式）

(25b) 出不来 （方向補語の可能形式）

この現象により、不許可を表す〈-不得〉は他の可能補語とは異なり、「動詞+方向補語」を先行述語として取ることができることが分かる。これは、意味の虚化が進んだ〈-不了〉（「不可能」を表す）よりもさらに文法化の進んだ要素であると考えられることができるかもしれない。しかし、

次の(26)のように、目的語位置に場所を表す要素がある場合、〈-不得〉は方向補語ではなく先行述語の直後に置かれることもある。

(26) 这一切都发生在天津，搬不得别处去。(CCL:《读书 vol1087》)

次に、先行述語が離合詞（離合詞については注12）参照）の場合の〈-不得〉の統語的な位置も、他の可能補語のそれとは異なる。ここでも「不可能」を表す〈-不了〉と対照することで、その現象を見る。

(27a) …，一部分人吃不了苦，又跑回了贵州。(CCL:《人民日报2000》)

(27b) “…医生量她血压高，叮嘱她动不得气，一动气就有危险，所以我总让她三他，你——你不要拗她顶她。”(CCL:《钱钟书》)

(28) 好在很快醒了过来，想想还是赌气不得。(CCL:王朔《修改后发表》)

(27ab) から分かるように、〈-不了〉及び〈-不得〉の両者とも、通常は離合詞の目的語要素の前に置かれる。しかし(28)のように、不許可を表す〈-不得〉のみ目的語の後ろに置かれる用例が存在する。これも〈-不得〉の文法化の進展から、目的語の外側に位置し得る要素となっているのではないかと考えられる。

ここでは、通常可能補語に分類されてきた〈-不得〉と、他の可能補語（主に意味の虚化が進んだ〈-不了〉）との違いを指摘した。不許可を表す可能補語〈-不得〉が、他の可能補語よりも文法化が進んだ要素である可能性を統語的位置の観点から簡単に指摘した。この点に関しては、〈-不得〉をどのような文法要素として扱うかという問題につながり、さらなる詳細な記述・分析が必要となる。本研究では、そこまで立ち入ることができなかったため、現象の指摘に留めることとする。

注

1) 不許可を表す〈-不得〉について、〈除了疑问句外，C₂类可能补语一般只用否定形式。〉（刘月华他2001:593）（「疑問文を除いて、C₂可能補語は一般的に否定形式のみで用いられる。」）という指摘があることから、本研究でも否定形式に絞って考察を行う（〈C₂类可能补语〉とは許可・不許可を表す可能補語〈-得/-不得〉のことである）。

2) 〈-不得〉は不可能と不許可の意味以外に、「心理的不許容」という意味を表し得ることを福田(2013)で指摘した。心理的不許容とは、〈-不得〉が知覚動詞に後接し、「主体が許容或いは受容している事態に対して、主体の性格・性質として現れる心理・心情的な要因により、知覚を受け入れられないという主体の恒常的な感情を表す」（福田2013:132）と記述し得る。次の例がその典型である。

(i) 用项士信的话说，他看不得别人受苦。(CCL:《1994年人民日报》)

(項士信の言葉を借りて言うと、彼は他人が苦しむのを見ていられない。)

この心理的不許容を表す場合は、不可能或いは不許可を表す場合と、先行述語の制限、基本とする構文的特徴、語気助詞〈了〉との共起関係、主述目的語を取るか否かなど、その諸特徴が異なり、その本質は先行述語の意味的特徴に大きく影響されているように思われる。そのため、心理的不許容を表す〈-不得〉は、ある種不可能の意味を表す〈-不得〉の一種であると考えられ、本研究では心理的不許容を表す〈-不得〉は特段扱わないこととする。また、〈怪不得:なるほど〜だ〉、〈怨不得:道理で〜だ〉、〈舍不得:離れがたい〉などのような、イディオム化した形式(〈熟語性〉(刘月华他 2001:592))、新たな意味を含意し固定化した成分(已具有新的语义, 可以看作一个固定的成分)も対象外とする。

- 3) Narrog (2005:703)でも、許可用法は能力可能ではなく状況可能から発達したことが指摘されている。
4) 可能の意味的な類型として、「状況可能」の他に「心情可能」、「能力可能」などが指摘されている(渋谷 1993)。中国語の可能補語は、「心情可能」「能力可能」の用法では成立せず、もっぱら「状況可能」の意味を表す。

(iia)?? 他很害怕, 坐不了过山车。(心情可能)

(iib)?? 我唱不了歌。(能力可能)

- 5) 刘月华他(2001:594)では、〈帶C类可能补语的动词后很少带宾语, 如有宾语, 宾语的结构也一定很简单〉(C類可能補語を有する動詞の後ろには目的語を取ることが非常に少ない。もし目的語がある場合でも、その目的語の構造は非常に単純なものとなる。)と指摘されている。
6) 形容詞が〈-不得〉に先行する例について、刘月华他(2001:593)では、〈多是口语中常用的、表示所能控制的状态的。〉(多くは話し言葉の中で用いられ、コントロールできる状態を表す)と指摘されており、形容詞であっても、意味特性として「control性」が読み込まれることが条件である。
7) 刘月华他(2001)でも同様の指摘がある。

这是因为此类可能补语常用来规劝、提醒或警告, 意思是: 不要做或避免出现可能补语前的动词或形容词所表示的动作或情况, 否则会带来不良后果(刘月华他 2001:593)

(なぜならこの種の可能補語は忠告、注意或いは警告で用いられ、その意味は、可能補語の前に現れる動詞或いは形容詞の表す動作或いは状況を行うな、或いは避ける、さもなければ良くない結果が起こるというものである。)

- 8) Narrog (2005) は、モダリティ表現の意味の包括的分類のために、event-oriented modality と speaker-oriented modality という区別を採用している。

(iia) [I]n the case of event-oriented modality, the non-factuality is the result of a modal judgement expressing conditions on a participant of the described event, independent of the speaker and the present speech situation.

(iib) Speaker-oriented modality ... is directly linked to the speaker's own modal judgement at the time of speech in the given speech situation, potentially including the hearer.

Narrog (2005:685)

- 9) ここでの〈-不得〉は、「状況や事情から許されない」という意味を表す〈不能〉(7ab)、「よくない、すべきではない」という意味を表す〈不宜〉(7ef)と同列に用いられている点にも注目されたい。
10) ここでは、動詞及び形容詞をも含めて“V”と表記することとする。
11) 〈男人是戴不得绿帽子的〉というように「動作主体-[V不得]-対象」という構造となっているが、〈戴绿帽子〉は慣用表現であり「妻を寝取られるという意味」を表す。
12) 離合詞とは、二音節の動詞から形成され、主に「動詞+目的語」という構造を構成する語句である(〈睡觉: 寝る〉、〈散步: 散歩する〉など)。これらの語句は、動詞要素と目的語要素の間に他の成分を容易に挿入させ、両要素を分離させることができる。たとえば、〈睡不着觉: 寝つかない〉、〈散了一个小时的步: 一時間散歩をする〉などである。
13) 結果補語とは、動作主体の動作・行為を表す動詞の後ろに置かれる、動作或いは状態の結果を表す非対格的自動詞や形容詞のことを言う。また方向補語とは、動作動詞の後に置かれた方向動詞(方向性を

表す動詞、〈来：来る〉、〈去：行く〉、〈上：上がる〉、〈進：入る〉などである（刘月华他 2001:534-547、张斌主编 2010:308-309 など参照）。可能補語は、この結果補語や方向補語から形成されるため、「結果補語或いは方向補語の可能形式」（〈结果补语于趋向补语的可能式〉）（张斌主编 2010:309）とも言われる。

- 14) “Dummy Potential Complement” とは、意味の虚化が進んだ可能補語のことを言う。これは、Chao, Yuen Ren (1968) の用語である。

参考文献

- 荒木典子 (2003) 「『実現・可能』の“V得”の成立」『開篇』22, pp.172-177, 好文出版.
- Bybee, John, Revere Perkins, and William Pagliuca (1994) *The Evolution of Grammar: Tense, Aspect, and Modality in the Languages of the World*. Chicago: University of Chicago press.
- Chafe, Wallace (1976) Givenness, contrastiveness, definiteness, subjects, topics and point of view. In Charles N. Li ed. *Subject and Topic*. pp.25-55, New York: Academic Press.
- Chafe, Wallace (1987) Cognitive constraints on information flow. In Russel S. Tomlin ed. *Coherence and grounding in discourse*, pp.21-52. Amsterdam; Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.
- Chao, Yuen Ren (1968) *A grammar of spoken Chinese*. California: University of California Press.
- Dixon, R. M. W (2010) *Basic Linguistic Theory volume 1*. New York: Oxford University Press.
- 福田翔 (2013) 「心理的不許容を表す可能補語形式〈知覚動詞 - 不得〉」『中国語学』260, pp.132-150.
- 影山太郎 (2008) 「属性叙述と語形成」益岡隆志編『叙述類型論』pp.21-43, くろしお出版.
- 金杉高雄・岡智之・米倉よう子 (2013) 『認知日本語学講座第7巻 認知歴史言語学』くろしお出版.
- 香坂順一 (1959) 「『自然的被動』というもの—『碗打破了』のしめくくり」『人文研究』11, pp.1088-1121, 大阪市立大学大学院文学研究科紀要.
- Lamarre, Christine (2002) 「助詞への道：漢語の“了”、“得”、“倒”の諸機能をめぐって」『シリーズ言語科学3 認知言語学II：カテゴリー化』pp.185-214, 東京大学出版会.
- Li, Charles N. and Sandra A. Thompson (1976) Subject and topic. In Charles N. Li ed. *Subject and Topic*, pp.457-489. New York: Academic Press.
- 李宗红 (1994) 〈“V得(不得)”与“V得了(不了)”〉. 《中国语文》5, p.357-380.
- 刘月华・潘文娣・故韡 (2001) 《实用现代汉语语法 增订本》商务印书馆.
- Narrog, Heiko (2005) Modality, Mood, and Change of Modal Meanings: A New Perspective. *Cognitive Linguistics* 16(4):677-731.
- 大河内康憲 (1974) 「被動が成立する基礎—日本語などとの関連で」『中国語学』220, pp.1-12.
- 齐春红 (2004) 〈说“V不得”〉《云南师范大学学报》36 (3), pp.128-132.
- 澤田浩子・中川正之 (2004) 「中国語における語順と主題化—主題化とその周辺概念を中心に—」益岡隆志編『シリーズ言語対照第5巻 主題の対照』pp.19-42, くろしお出版.
- 渋谷勝己 (1993) 「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33巻, 第1冊.
- 吴福祥 (2002) 〈汉语能性述补结构“V得/不C”的语法化〉《中国语文》286, pp.29-40.
- 杨平 (1989) 〈“动词+得+宾语”结构的产生和发展〉《中国语文》209, pp.126-137.
- 于康 (2004) 〈“V不得”的否定焦点与语法化过程〉《语文研究》91, pp.15-19.
- 岳俊发 (1984) 〈“得”字句的产生和演变〉《语言研究》7, pp.10-30.
- 张斌主编 (2010) 《现代汉语描写语法》商务印书馆.
- 赵长才 (2002) 〈结构助词“得”的来源与“V得C”述补结构的形成〉《中国语文》287, pp.123-129.

用例出典

商务印书馆・小学館共同編集(2003)『中日辞典第2版電子版』小学館, 商務印書館.
《CCL 语料库》北京大学中国语言学研究中心.